ジョン・ロックの宗教的寛容論

--- その生成と展開 ---

久保 信本 (成蹊大学)

序

17世紀後期のイングランドを中心に活躍したジョン・ロック (John Locke,1632-1704) の思考範囲は多岐にわたり、それは政治・宗教・哲学・経済・教育といった領域に及んでいる。その中でも宗教的寛容の問題はロックが永年にわたって関心を持ち続けていたテーマの一つであった。ロックは生涯を通じてそのテーマに関する多くの論述をなしたが、その中で最も代表的な作品は『寛容書簡』(Epistola de Tolerantia.)』である。ハロルド・J・ラスキ (Harold J.Laski,1893-1950) は同書について次のように言う。「かの偉大な『寛容書簡』は、あらゆるロックの言説中最もすぐれたものと認めざるをえない。それは幾久しい思想的進化の頂点に位し、………、思想史上決定的な一時期を画したものと言えよう」²⁾。同書に対するこのような高い評価はラスキの場合に限定されない³⁾。ロックは明らかに同書をもって宗教的寛容擁護の理論家としての地位を確立したと言ってよい。

こうした重要な意義をもつ『寛容書簡』は政教分離の問題をその中心テーマとしている⁴。すなわち、端的に言えば、『寛容書簡』のロックは、17世紀当時のヨーロッパにおけるコンフェッショナリズム⁵⁾を克服し、政治社会の秩序を安定させることを目指して、コンフェッショナリズムの原因とみなされる、「教会と国家との〔間に見られた〕一致」⁶⁾を断ち切り、国家の問題と教会の問題とを区別することを主張しているのである。

このように政教分離論を基調とした『寛容書簡』はロックの後期に属する作

品である。ロックは同書執筆以前にも宗教的寛容に関して様々に記述しているが、それらの主張は『寛容書簡』のそれとは必ずしも一致していない。ロックの宗教的寛容に関する見解はその生涯を通じて必ずしも一貫してはいなかった。

そこで、本稿では、後期の作品である『寛容書簡』、および同書よりも以前にロック自身によって書かれた宗教的寛容の問題に関わる主だった二つの作品、すなわち『世俗権力二論』⁷⁾ と『寛容論』⁸⁾ とに目を向け、その中でも、とりわけ、それぞれの作品における政教分離の問題への対応に着目したい。まずは、これら三つの作品の中で最も初期のものである『世俗権力二論』を取り上げることにする⁹⁾。

一 『世俗権力二論』

「ロックの道徳哲学および政治哲学への最初の寄与」¹⁰である『世俗権力二論』が執筆されたのは 1660 年秋から 1662 年のことであり ¹¹⁾、当時のロックはオックスフォード大学筆頭カレッジ、クライスト・チャーチの特別研究員の立場にあった。同書は、この時クライスト・チャーチにおけるロックの同僚研究員であったエドワード・バグショー(Edward Bagshaw the younger)の著作『宗教上の礼拝における非本質的事柄についての大問題』(*The Great Question Concerning Things Indifferent in Religious Worship.*)(1660年9月刊行)への駁論である。

バグショーのこの著作が刊行された 1660 年はチャールズ二世が、その父親であるチャールズ一世の刑死の 11 年後に亡命先のフランスからイギリスに戻り、王政を復活させた年であった¹²⁾。極端な非国教徒であったバグショーは、この王政復古という政治社会の変動を背景に、クライスト・チャーチにおける宗教的儀式が英国国教会のオーソドクシーへと急激に復帰したことに対し、宗教の自由を強く主張したのである。

バグショーとロックとの対立点は宗教上の「非本質的事柄」〔indifferent things (res adiaphorae)〕 ¹³⁾ をめぐる問題である。宗教上の「非本質的事柄」とは、宗教上の事柄の中でも「神が命じも禁じもしていない」 ¹⁴⁾ 事柄であり、具体的には、「宗教礼拝のための集会の時と場所、と、イエスの名の個所での

おじぎ、洗礼の十字架印、説教時の短白衣 (スルプリ)、聖さん式における跪坐、一定の祈祷式文 150 などを指す。

宗教上の「非本質的事柄」の問題に関するバグショーの主張に対するロックの批判というこの対立は、為政者権力すなわち政治権力の、宗教上の「非本質的事柄」への介入の是非をめぐる対立に他ならない。すなわち、バグショーはこの宗教上の「非本質的事柄」が政治権力の及びえない個人の自由の領域であることを主張し、それに対して、ロックはそれが政治権力の規制の対象となることを主張した。

『世俗権力二論』のロックは為政者権力に関して次のように述べている。「すべての国の最高為政者 (supreme magistrate) は、その設立のされ方の如何を問わず、必然的にその人民のあらゆる非本質的行為に対して絶対的・専断的権力を持たねばならない」¹⁶⁾。またさらに、この後に続く記述 ¹⁷⁾ をも合わせて考えれば、『世俗権力二論』のロックが為政者権力すなわち政治権力を、宗教上の「非本質的事柄」を支配するものと考えていることは明らかである。ここには後の『寛容書簡』をもって、「寛容の権化」¹⁸⁾、「宗教的自由の哲学者」¹⁹⁾ と呼ばれるに到るロックの姿はない。『世俗権力二論』のロックは宗教的寛容に対してはむしろ批判的である ²⁰⁾。また、このような政治権力と宗教の領域との関わりを提示している『世俗権力二論』のロックが、政教分離を主張しているとは決して言えない。

ロックが、この『世俗権力二論』以降、寛容を擁護し始めるのは1667年に執筆した『寛容論』においてであった²¹⁾。それゆえ、次にその『寛容論』を取り上げることにしたい。

二『寛容論』

ロックの『寛容論』という作品はロックが、チャールズ二世統治下の政界の大立者であったアンソニー・アシュリ・クーパー(Anthony Ashley Cooper)〔後の初代シャフツベリ伯爵(First Earl of Shaftesbury)〕と出会うことなしにはありえなかったものである。ロックがアシュリと出会ったのは 1666 年のことであり、その出会いはロックのその後の人生にとって決定的な出来事となった。

ロックはその翌年オックスフォードから、ロンドンにあるアシュリ邸に居を移すことになる。ロックが『寛容論』を執筆したのはその後間もなくのことであった。

この『寛容論』は宗教的寛容の擁護者アシュリからの影響の下、『世俗権力二論』の立場から一転して「宗教的寛容の防衛」²²⁾ を基本姿勢とするに到っている。『寛容論』の寛容擁護の要点は以下のようである。まず、『寛容論』の冒頭部分において、政治権力すなわち為政者権力の目的が論じられている。ロックのそこでの主張内容は、ロック自らによって次のように要約されている。「為政者 (magistrate) は、その臣民のこの世の平和 (civil peace) と所有権(property)の保全のため以外には干渉すべきではない」(傍点久保)²³⁾。ここでは政治権力の目的があくまで世俗的な事柄に限定されているのである。このような政治権力に対する制限規定は『世俗権力二論』では見られなかったものであり、ロックの思想的発展という意味で注目に値する。

『寛容論』のロックは、さらに、この政治権力制限論を前提としつつ、寛容に 関連して、人々の意見 (opinions) と行為 (actions) とを三種類に分類している。

「第一は、統治や社会には全く関係がないような意見と行為とであり、それはすべて純粋に思弁的意見や神礼拝である。

第二は、それ自体の性格において善悪いずれでもないが、互いに社会や人々の交わりに関わることであり、これらは、非本質的事柄 (matters of indifferency) におけるすべての実践的な意見や行為である。

第三は、社会に関わるが、しかし又、それ自体の性格において善悪であるが、これらは、道徳上の有徳と悪徳とである。」²⁴⁾

以下、ロックはこれらの意見と行為とをそれぞれ検討していく。まず、第一の種類の意見と行為とについて、これは寛容への「絶対的普遍的な権利を持つ」という。ロックはその理由を次のように説明する。すなわち、ここで言う「純粋に思弁的意見」とは「三位一体、煉獄、化体、対蹠地及びキリストの地上での君臨などを信ずること」であり、この「思弁的意見」それ自体は、「他の人との交わりに偏向をもたらさないし、いずれの社会の構成員としての私の行為に何らの影響を与えない」ため、絶対的な寛容への権利を持つ。また、「神礼拝」

とは「私の神 (my God) の礼拝の場所、時間及び様式」のことであり、「〔私の神を礼拝することは〕全くのところ神と私との間の事柄であって、政治と統治との範囲及び評価を超えた永遠の事項である」ため、同様の権利を持つ²⁵。

以上のロックの説明の中で、とりわけ注目すべきことは、「神礼拝」すなわち「私の神の礼拝の場所、時間及び様式」が寛容の対象とされている点である。この「神礼拝」とは『世俗権力二論』で問題とされた宗教上の「非本質的事柄」に相当するものである。『世俗権力二論』では、すでに見たように、それが政治権力による規制の対象とされていたが、『寛容論』に到ってその「神礼拝」は政治権力が寛容すべき対象へと置き換えられた。この転換は以上のように、『寛容論』冒頭の政治権力制限論を軸としてなされているわけである。

次に、第二の種類の意見と行為とについて、これは、「国家 (state) の混乱を もたらしたり、共同社会(community)にとって、利益よりもより大きな不都合 をひきおこさないかぎりにおいて」、寛容への権利を持つとされる260。ここで 言われている意見と行為とは、具体的には、「人々が好むようにその子供らを 育てたり、財産を処理するとか、彼らが適当と考える時に働いたり休んだりす るとか、一夫多妻や離婚が合法的であるとか非合法であるとか、等々」²⁷⁾を指 すとされている。この場合に注意を要することは、ここで言う「非本質的事柄 におけるすべての実践的な意見や行為」の中に『世俗権力二論』で問題とされ た宗教上の「非本質的事柄」が含まれていないことである。それは、上述のよ うに、第一の種類の意見と行為との中に含まれていた。そして、そこでの「神 礼拝」とは「私の神の礼拝の場所、時間及び様式」(傍点久保) のことであり、そ れは「全くのところ神と私との間の事柄」(傍点久保)であった。そこでは、信仰 の問題があくまでも個人的私的問題として理解されている。つまり、信仰に関 する事柄は、「互いに社会や人々の交わりに関わる」事柄ではないということか ら、この第二の種類の意見と行為とには属さないということになっている。そ れゆえに、この範疇には『世俗権力二論』で問題とされた宗教上の「非本質的 事柄」が含まれていないわけである。

最後に、第三の種類の意見と行為とについて、これは、寛容への権利に関しては、第二の種類の意見と行為との場合と同様の基準で判断されている²⁸⁾。

以上、『寛容論』における寛容擁護の要点を概観したが、『世俗権力二論』との相違という点では、やはり、先に見た前者の政治権力制限論の明示が決定的に重要である。このことは、ロック思想の発展過程において特筆すべきことである。しかしながら、『寛容論』ではこのように政治権力制限論は存在しても、政治権力の起源の問題に対してロック自らの解答が与えられていない²⁹⁾。政治権力起源論の欠如という意味で『寛容論』の政治権力論は未成熟と言わざるをえない。また、『寛容論』には教会の本質についての言及がない³⁰⁾。このように、『寛容論』は宗教的寛容擁護の立場を鮮明にしつつも、その裏付けはいまだ十全とは言い難い。また、ここでは、こうした政治権力制限論の提示という点で、政教分離への思想的傾向を示しており、政教分離論の確立に向けて重要な一歩を踏み出してはいるが、政治権力論の欠陥と教会論の欠落という点で、政教分離論としてはあまりに不完全と言うより他にない。

ロックが『寛容論』のこうした欠点を克服し、宗教的寛容擁護論を確立するのは、1685年末に執筆³¹⁾の『寛容書簡』においてであった。次に取り上げるのがこの『寛容書簡』である。

三『寛容書簡』

ロックは 1666 年にアシュリと初めて出会った後、程なくアシュリへの奉仕活動に入り、これ以降アシュリと命運を共にすることになった。その後年月を経てアシュリはシャフツベリを名乗るようになっていたが、「王位排斥問題」をめぐる闘争に敗北し、1682 年にオランダへ亡命する。そして、翌年、亡命先で客死した。こうした状況から、自らの危機を感じたロックも 1683 年の晩夏、オランダへ亡命し、1689 年にイングランドに戻るまでの期間、亡命生活をおくることになる。『寛容書簡』は、ロックがその亡命中に友人となった神学者フィリップ・ファン・リンボルク (Philipp van Limborch) との長い討論をうけて、亡命の地で執筆したものであり、リンボルクに対する書簡という形をとっている320。

この『寛容書簡』は、冒頭でも触れたように、17世紀当時のヨーロッパにおけるコンフェッショナリズムを克服し、政治社会の秩序を安定させることを目

指している。その意味で『寛容書簡』の問題意識の射程はイングランドに限定 されていない。それは明らかにヨーロッパ全体に及んでいる330。そして、『寛 容書簡』のロックはコンフェッショナリズムの原因を「教会と国家との〔間に 見られた〕一致」に見た。その結果、ロックは必然的に「教会と国家との分離」 すなわち「政教分離」を強く主張するに到る。そして、『寛容書簡』のロックは 国家と教会との目的の相違を明確にすることによって政教分離の主張を裏付け ようとした。すなわち、まず、国家の目的についてはそれを世俗的善 (bona civilia)の保全に限定した³⁴⁾。こうした視点は、明らかに、『寛容書簡』に先立 つロック自らの『統治二論』35) から引き継いだものである。この『統治二論』で は『寛容書簡』の「ボナ・キヴィリア (bona civilia)」を「プロパティ (property)」 と呼んでいるが、そこでは国家の目的、すなわち政治的統治の目的を「プロパ ティ」³⁶⁾ の保全に局限する政治権力制限論が展開されており、その政治権力制 限論はそのまま『寛容書簡』でも継承されている³⁷⁾。また、『統治二論』では同 意理論にもとづく政治権力起源論が明示されており、政治権力制限論と合わせ て『統治二論』の政治権力論が『寛容書簡』の宗教的寛容論の前提とされてい るのである。

『寛容書簡』のロックはこのように国家の目的を明らかにする一方、『世俗権力二論』、『寛容論』では示していなかった教会本質論を展開しつつ、教会の目的については、それを、「神の公的な礼拝」とそれによる「永遠の生命の獲得」とにあるとした³⁸⁾。『寛容書簡』のロックにとって教会とは次のように定義づけられるものであった。「教会とは、魂の救いのために神に受け入れられるだろう、と信じるやり方で、神をおおやけに礼拝するため、人々が自発的に結びついている自由な集まりである」³⁹⁾。『寛容書簡』の教会観に特徴的なことは教会をこのように自由で「自発的な集まり(voluntary society)」⁴⁰⁾と規定している点である。そして、この教会観を前提とすれば必然的に次のようになろう。「教会はそれ自体、国家からも世俗の事柄からも全く区別され、切り離されて」おり⁴¹⁾、「教会には、世俗の事柄について、いかなる支配権もない」⁴²⁾。『寛容書簡』ではこのように教会と世俗社会との区別が強調されているのである。

『寛容書簡』のロックは以上のように国家と教会との目的の相違を明確にする

ことによって政教分離論を最終的に確立することができた。そしてまた、そこでは政治権力論と教会論との成立を通して宗教的寛容擁護の主張の裏付けもまた十全なものと成りえたと言えよう。

結

以上、『世俗権力二論』、『寛容論』、『寛容書簡』という宗教的寛容に関する ロックの主要な三つの作品を概観した。これら三つの作品において、宗教的寛 容の問題をめぐるロックの主張内容は、ここまで見てきた通り、一様ではな かった。しかしながら、これら三つの作品はロックのある目的意識が存在する ことで明らかに一貫している。それは政治秩序の維持という目的意識に他なら ない。ロックは、その生涯を通じて、政治秩序を「それ自体で一つの固有の価 値をもつもの」43)と認識することで一定しており、彼の宗教的寛容の問題をめ ぐる見解の移り変わりもまた政治秩序をいかに維持するかという彼の思考パ ターンの変化によるものにすぎない。そのことは、これまでに見たロックの主 張内容に端的に示されている。すなわち、ピューリタン革命の「嵐」を目の当 たりにした『世俗権力二論』のロックが、「すべての国の最高為政者は、その設 立のされ方の如何を問わず、必然的にその人民のあらゆる非本質的行為に対し て絶対的・専断的権力を持たねばならない」と述べたのも、あくまで政治権力 の強化による政治秩序の維持の確保を意図したことによるものであったし、ま た、『寛容書簡』のロックが政教分離論を展開し、国家の問題と教会の問題とを 区別することを主張したのも、コンフェッショナリズムの克服による政治秩序 の安定を目指してのことであったのである。

それでは、ロックのそうした思考パターンの変化はいかなる要因によって生じたものであろうか。それはもとより多様な要因が考えられよう。ロックが様々な人物から受けた思想的影響、ロック自らの社会的経験、また、ロック自身の人間性に由来するその思考態度もその要因の一つと思われる。こうした要因を合わせて考えれば、ロックの宗教的寛容論の展開過程をたどることは本来ロックの精神史総体を跡付けることに相当するものと思われる。しかしながら、本稿ではその課題をついに果たしえなかった。それゆえ他日を期してこの

テーマについて詳述したいと考えている。

注

- 1) John Locke, *Epistola de Tolerantia and A Letter on Toleration*, ed. R. Klibansky and J.W.Gough, Clarendon Press, Oxford, 1968. 以下、*Epistola*. と略記。邦訳 は平野耿訳『寛容についての書簡』(朝日出版社、1971年)を用いた。ただし、引用の際、語句を一部改めた個所がある。
- 2) H・J・ラスキ『イギリス政治思想Ⅱ— ロックからベンサムまで』(堀豊彦・飯 坂良明訳)、岩波書店、1958年、26頁。
- 3)他にも次のような指摘がある。「〔『寛容書簡』の寛容論は〕近代寛容理論の殆ど理念型とすら呼ぶに相応しい位置を要求しえた」(加藤節『近代政治哲学と宗教 一七世紀社会契約説における「宗教批判」の展開 』、東京大学出版会、1979年、346頁)。「〔『寛容書簡』は〕この主題(=宗教的寛容)に関する最後の言葉の観を呈した」[H・カメン『寛容思想の系譜』(成瀬治訳)、平凡社、1970年、304頁]。「〔『寛容書簡』は〕その時代に引き起した論争のためばかりでなく、特にその後の世紀における宗教的寛容の問題に関する論議の出発点となったという理由から、この種の大部分の著作にまさる重要性を獲得した」[R・クリバンスキー「編者序論」(平野訳『寛容についての書簡』所収)、XXXIX頁]。
- 4) 加藤節「ロック寛容論の思想世界 信仰・理性・政治社会のトリアーデ —」『ジョン・ロックの思想世界 神と人間との間 —』(東京大学出版会、1987年)、参照。大澤麦『自然権としてのプロパティ イングランド革命における急進主義政治思想の展開 —』、成文堂、1995年、317頁。Cf. M. Cranston, John Locke and the Case for Toleration, John Locke, 'A letter concerning toleration' in focus, ed. J. Horton and S. Mendus, Routledge, 1991, p.82. なお、本稿では「国家と教会との分離」を「政教分離」と呼んでいるが、そのことは「政教分離」という邦語が一般にSeparation of Church and Stateの訳語として用いられていることからして、何ら不適切なことではない。
- 5) コンフェッショナリズム (confessionalism) という概念については次の記述を 参照。「コンフェッショナリズムとは元来新教において信仰無差別論に対抗して自己の信仰や教義の防衛義務を主張する立場を意味し、やがて宗教的相違を過度に 強調する態度、さらには宗教的対決を他の領域におけるそれにまで拡大する傾向 を指すに至った」[佐々木毅「神権政治とコンフェッショナリズム」『政治思想史の 基礎知識』(有賀・内山・鷲見・田中・藤原編、有斐閣、1977年)、138頁]。そうしたコンフェッショナリズムの現実化の結果として、「宗教的対立が政治的対立に転 化するのみならず、逆に諸々の対立が宗教的対立に転化し、しかもどちらの対立が

現実により根源的な対立であるかを認識することが不可能」となる。コンフェッショナリズムは宗教改革による宗教的統一の破壊によって生み出されたものに他ならない(同上)。

- 6) Epistola, p.148. 平野訳、93頁。
- 7) John Locke, *Two Tracts on Government*, ed. Philip Abrams, Cambridge University Press, 1967. 以下、*Two Tracts*. と略記。邦訳は友岡敏明訳『世俗権力 二論 政治と宗教の関係 』(未来社、1976年)を用いた。ただし、引用の際、語句を一部改めた個所がある。
- 8) John Locke, An Essay concerning Toleration, in H.R. Fox Bourne, The Life of John Locke, 2vols., London, 1876, Vol.1. 以下、Essay. と略記。邦訳はこのBourne版を 底本としている伊藤宏之訳「寛容論」(『福島大学教育学部論集』56号、1994年)を 用いた。ただし、引用の際、語句を一部改めた個所がある。
- 9) 以下、ロックをめぐる時代状況に関する記述については、J・ダン『ジョン・ロック 信仰・哲学・政治』(加藤節訳、岩波書店、1987年)を参考にしているところがある。
- 10) Abrams, Introduction to the *Two Tracts*, p.3.
- 11) 『世俗権力二論』の執筆時期については、友岡敏明教授の所説に従う。友岡敏明 「解説 『世俗権力二論』をめぐる問題点」(友岡訳『世俗権力二論 — 政治と宗 教の関係 — 』所収) 参照のこと。
- 12) ロックはこの時、圧倒的多数の国民と共に王政の復活を歓迎している。そのことは『世俗権力二論』の次の記述にも表れている。「私は社会的なものごころのついた瞬間から、自分が嵐の中におかれていることに気づいた。この嵐は殆んど今に至るまでも続いていたわけで、したがって私は、凪が近づいてくるのを最高の喜びと満足をもって迎え入れざるをえないのである。」(Two Tracts,p.119.友岡訳、15頁)。ロックはここでピューリタン革命を「嵐」と呼び、彼が期待する王政復古による政治社会の秩序の回復を「凪」と表現していると思われる。
- 13) 『世俗権力二論』のロックは「非本質的事柄」に関して次のように言う。「事柄が非本質的だと言われるのは、道徳的善・悪との関連においてである。つまり、道徳的に善でも悪でもないすべての事柄が、非本質的と言われるのである」(Two Tracts,p.192.友岡訳137頁)。『世俗権力二論』のロックは「非本質的事柄」を宗教上のものだけに限定していない。
- 14) Two Tracts, p.123. 友岡訳、21頁。
- 15) Two Tracts, p.127. 友岡訳、28頁。
- 16) Two Tracts,pp.122-3.友岡訳、21頁。ここで言う為政者 (magistrate) とはロック自らによれば次のようなものである。「私の言う為政者 (magistrate) とは、統治形態とか構成人員数にかかわりなく、いかなる社会にも在る最高立法権

(supreme legislative power) のことである」(Two Tracts,p.125.友岡訳、25-6 頁)。また、他の箇所では次のように述べている。「為政者とは、共同体を管理し、己れ以外のあらゆる人に対する最高支配権 (summum imperium)を有し、さらに、法を制定し廃止する権力を委ねられた者、を意味する」(Two Tracts,p.187.友岡訳、125頁)として、さらに、「権限をもって (iure suo)臣民に法を公布・制定する者が為政者と呼ばれ、しかもこの為政者はお望みとあれば集合体 (coetus)、君主 (monarcha)のいずれでもよい」(Two Tracts,p.187.友岡訳、126頁)としている。これらの記述から、『世俗権力二論』のロックはチャールズ二世を念頭に置いて「為政者」と言っているのではないことがわかる。

- 17) Two Tracts, p.123. 友岡訳、21-2頁。
- 18) 丸山真男「ジョン・ロックと近代政治原理」、『戦中と戦後の間』、みすず書房、 1976年、418頁。
- 19) カメン、前掲書、308頁。
- 20) 『世俗権力二論』のロックによる宗教的寛容に対する批判は次の記述に典型的に示されている。「私は実に、次のようなことを観察している。ここ多年にわたってキリスト教国を悩まして来たあの悲劇的な革命のほとんどすべてがこのこと(=宗教的寛容)を利用して展開したこと、いかなる陰謀も宗教の覆面をかぶるほどに悪賢かったこと、いかなる反乱も宗教の欠点を補完するか誤謬を正すための企図を宣言しつつ、改革の美名をまとって警戒したこと、また、何人も国家破壊にとりかかるのに寺院を建てるという口実をもってしたということ、を。公共の静謐を撹乱する者は賢明にも宗教を楯として利用したのだが、これは、もしこれが彼らの大義を援護し得ない場合でも、彼らの信用を、最高度にこれによって守ってもらい、成功〔をおさめたとき〕に帰依者をもたらすのに劣らず、破滅に終った時にも同情を獲得してくれることについて、最も頼りにし得るものであった。」(Two Tracts.p.160.友岡訳、91-2頁)
- 21) James Tully, *An approach to political philosophy: Locke in contexts*, Cambridge University Press, 1993, p.52.
- 22) Richard Ashcraft, *Revolutionary Politics & Locke's Two Treatises of Government*, Princeton University Press,1986,p.88.
- 23) Essay,p.175.伊藤訳2頁。
- 24) Essay, p.175. 伊藤訳2頁。
- 25) Essay,pp.175-6.伊藤訳3頁。
- 26) Essay, p.178. 伊藤訳4頁。
- 27) Essay, p.178. 伊藤訳4頁。
- 28) Essay, pp.181ff. 伊藤訳6頁以下。
- 29) ロックはもとより『世俗権力二論』においても政治権力の起源の問題に対して自

らの立場を表明していない。そのことは『世俗権力二論』の次の記述にも示されている。「私は、為政者の冠が天から直接に彼の頭上に下ってくるか、それとも臣民の手によって授与されるかという問題にまで手をつけるつもりはない。」(傍点ママ)(Two Tracts,p.122.友岡訳、21頁)。

- 30) このことは『世俗権力二論』においても同様である。
- 31) クリバンスキー、前掲論文、XII頁。
- 32) ラテン語で書かれたこの『寛容書簡』は1689年5月の初めにハウダで刊行された (Klibansky, Preface to the *Epistola*, p. X X X VI.)。
- 33) ダン、前掲書、21—2頁参照。Cf.Tully, *op.cit.*,p.47. ;John Marshall, *John Locke*, Cambridge University Press, 1994, p.358.
- 34) Epistola, p.64.平野訳9頁。
- 35) Two Treatises of Government. 『統治二論』は1680年前後に執筆され、1689年に刊行されている。
- 36) 『統治二論』の記述によれば、「プロパティ」は「生命 (Life)、健康 (Health)、 自由 (Liberty)、資産 (Estate)」から成り立っている。
- 37) 加藤「ロック寛容論の思想世界 信仰・理性・政治社会のトリアーデ —」参 昭
- 38) Epistola, p.76. 平野訳21頁。
- 39) Epistola, p.70. 平野訳15頁。
- 40) Gough, Introduction to the *Epistola*, p.35.
- 41) Epistola, p.84. 平野訳31頁。
- 42) Epistola, p.82. 平野訳27頁。
- 43) 福田歓一『政治学史』、東京大学出版会、1985年、385頁。